

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「関係室」を「関係課」に改める。

第五条の見出し中「室長」を「課長」に改め、同条第一項中「及び室長」を「課長及びグループリーダー」に改め、同条第三項を削る。

第六条中「室長」を「課長」に改める。

第八条第一項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第十二条の二第一項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第十二条第一項中「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同項第二号及び第三号中「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第二項中「室」を「課」に、「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同条第三項中「総務審査室」を「総務審査課」に、「主務室」を「主務課」に改める。

第十三条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第十四条中「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十五条中「主務室長」を「主務課長」に、「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十六条中「主務室」を「主務課」に、「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十七条中「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第十九条中「主務室長」を「主務課長」に改める。

第二十四条第一項中「室」を「課」に、「主務室長」を「主務課長」に、「関係室」を

「関係課」に改め、同条第二項中「室」を「課」に、「関係室」を「関係課」に改め、同条

第三項中「室」を「課」に、「主務室」を「主務課」に改め、同条第四項中「主務室長」を「主務課長」に、「室」を「課」に改める。

第二十八条中「総務審査室」を「総務審査課」に改める。

第三十条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第三十一条第一号中「総務審査室」を「総務審査課」に、「当該決裁文書を添付して、広島県総務部総務管理局文書法制室（以下「文書法制室」という。）」を「広島県総務局総務管理部総務課（以下「総務課」という。）」に改め、同条第二号中「総務審査室」を「総務審査課」に、「当該決裁文書を添付して、文書法制室」を「総務課」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十二条第一項中「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同条第二項中「主務室長」を「主務課長」に、「室」を「課」に改める。

第三十三条中「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十四条の見出し中「主務室」を「主務課」に改め、同条第一項中「主務室」を「主務課」に改め、同条第二項中「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十五条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

第三十六条の見出し中「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同条第一項中「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十七条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十八条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改める。

第三十九条第一項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改め、同条第二項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第三項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改める。

第四十条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「会計管理局用度室長」を「会計管理部用度課長」に改める。

第四十一条中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「会計管理局用度室長」を「会計管理部用度課長」に改める。

第四十二条第一項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改め、同条第二項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第三項中「総務審査室長」を「総務審査課長」に、「主務室長」を「主務課長」に改める。

第四十三条の二から第四十五条までの規定中「総務審査室長」を「総務審査課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

事務局長専決事項	課長専決事項
第一 一般的事項 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号。以下「地公法」という。）第八条第一項第一号の規定による人事行政に関する調査、人事記録に関する統計報告の作成	一 事実の証明及び謄本、抄本等の交付 二 公示、公示その他の 三 軽易な申請、催告、届出等の手続 四 予算の配当替及び令達
二 地公法第八条第一項第八号の規定による職員に対する給与の支払の監理	五 県税外収入金の徴収
三 地公法第八条第一項第十一号の規定による職員の苦情の処理	六 通請定、本び実定の出、軽易な届出等の手続
四 定任用規則第一号の規定による承認書の規定による職員の承認	七 ダー専決事項 ダーブリードルの承認による臨時任用規則第十四条の規定による臨時任用規則第二十二条の規定による臨時任用規則
五 広島県人事委員会規則（昭和二十七年五月一日施行）による任用規則第一号の規定による承認書の規定による職員の承認	八 グループリードルの承認による臨時任用規則第十四条の規定による臨時任用規則第二十二条の規定による臨時任用規則

二十一 認定の規定による認定

二十二 給与規則別表第三備考及び市立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に係る規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)に基づく給料の支給日の変更及び特殊勤務手当の支給対象業務等の規定による認定

二十三 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号。以下「給料表適用範囲規則」という。)第五条第二号及び第六条の規定による認定

二十四 給料表適用範囲規則第八条の規定による職員の認定等

二十五 給与規則別表第三備考及び市立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に係る規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)別表第二の二備考の規定による認定

二十六 給料表適用範囲規則第八条の規定による承認

二十七 給料表適用範囲規則第八条の規定に関する承認

二十八 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)に基づく初任給、昇格、昇給等の承認及び報告の要求

二十九 級別職務区分表(昭和三十八年広島県人事委員会指令第六十一号)備考二に規定する特例措置の承認

三十 初任給調整手当に関する職の認定要項の規定による職の認定並びに同一条第三項の規定による職の認定

三十一 初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号)第一条第一項第一号及び同条第二項の規定による職の認定並びに同一条第三項の規定による職の認定

三十二 初任給調整手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号)第十条の三第三項の規定による支給単位期間の承認並びに通勤手当の運用方針(昭和三十三年指令第百四十七号)第二項の規定による経路の認定並びに同運用方針六ただし書の規定による通勤所要回数の承認

三十三 単身赴任手当に関する規則(平成二年広島県人事委員会規則第六号)第五条第三項及び単身赴任手当の運用方針(平成二年指令第百十二号)第二項の規定による特地公署の認定及び別表第一備考の規定による特地公署の認定及び別表第一備考の規定による特地公署の認定並びに同運用方針第七の規定による協議

三十四 宿日直手当に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第九号)第一条の規定による宿日直勤務の承認

三十五 管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)第一条及び第二条の規定による支給対象職等の認定等

三十六 職員の旅費に関する条例(昭和

別表第二（第四十三条関係）

三十八	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)第十条第一項の表第二十五号の規定による特別休暇に係る承認
三十九	職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十四年広島県人事委員会規則第七号)第二条第九号の規定による職務に専念する義務の免除に係る承認
四十	地公法に基づく職員団体の登録及び職員団体の規約又は登録申請書記載事項の変更届の受理
四十一	労働基準法(昭和二十二年法律第十九号)に基づく労働時間、休日等に係る規則(昭和三十四年広島県人事委員会規則第七号)第二条第九号の規定による職務に専念する義務の免除に係る承認
四十二	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づく機械等の検査及び衛生管理者選任の特例等の許可並びに労働安全衛生に関する勧告、指示及び命令
四十三	行政文書の公開及び開示の可否の決定についての異議申立てに対する決定
四十四	申請、催告、通知、照会、回答、届出等
四十五	法令等に基づく各種届出及び報告の受理
四十六	前各号に掲げる事項のほか、前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
四十七	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
四十八	役付職員を除く職員の任免
四十九	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
五十	前各号に掲げる事項のほか、前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
五十一	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
五十二	役付職員を除く職員の任免
五十三	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
五十四	前各号に掲げる事項のほか、前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
五十五	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
五十六	役付職員を除く職員の任免
五十七	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
五十八	前各号に掲げる事項のほか、前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
五十九	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
六十	役付職員を除く職員の任免
六十一	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
六十二	前各号に掲げる事項のほか、前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
六十三	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
六十四	役付職員を除く職員の任免
六十五	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
六十六	前各号に掲げる事項のほか、前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
六十七	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
六十八	役付職員を除く職員の任免
六十九	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
七十	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
七十一	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
七十二	役付職員を除く職員の任免
七十三	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
七十四	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
七十五	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
七十六	役付職員を除く職員の任免
七十七	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
七十八	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
七十九	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
八十	役付職員を除く職員の任免
八十一	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
八十二	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
八十三	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
八十四	役付職員を除く職員の任免
八十五	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
八十六	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
八十七	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
八十八	役付職員を除く職員の任免
八十九	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
九十	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
九十一	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
九十二	役付職員を除く職員の任免
九十三	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
九十四	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
九十五	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
九十六	役付職員を除く職員の任免
九十七	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
九十八	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
九十九	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
一百	役付職員を除く職員の任免
一百零一	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
一百零二	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
一百零三	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
一百零四	役付職員を除く職員の任免
一百零五	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
一百零六	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの
一百零七	人事委員会事務局職員に関する事務の内容が前各号に類すると認められるもの
一百零八	役付職員を除く職員の任免
一百零九	役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰
一百一十	前各号に掲げる事項のほか、前各号に類すると認められるもの

公印の種類、印刻文字及び寸法（ミリメートル）

一 委員会印

広島県人事委員会（大） 六十

広島県人事委員会（小） 二十七

二 委員長印

広島県人事委員会委員長 二十七

三 事務局長印

広島県人事委員会事務局長 二十七

四 課長印

広島県人事委員会事務局課長 二十三

附 則

この人事委員会訓令は、平成二十年四月一日から施行する。